

北多摩中央医療生協 のがわ訪問看護ステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、生協法人北多摩中央医療生活協同組合（以下「法人」という）が設置する、北多摩中央医療生活協同組合 のがわ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営管理を図るとともに、指定訪問看護事業（以下「事業」という）・指定居宅サービス事業（訪問看護）・指定介護予防サービス事業（介護予防訪問看護）の適正な運営及び利用者等に対する適正な指定訪問看護（以下「訪問看護」という）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、家族における療養生活を支援しその心身機能の維持回復を目指し、生活状況の向上に努めるものとする。

2 ステーションは、事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるように努めるものとする。

3 ステーションは、事業の運営にあたっては、市のサービス調整チーム、高齢者在宅サービスセンター等を活用し、市及び他の保険・医療または福祉サービスを提供するものと綿密な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行い、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：北多摩中央医療生協 のがわ訪問看護ステーション
- (2) 所在地：小金井市本町1-15-9

(職員の職種、員数及び勤務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師もしくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。ただし、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所・施設などの職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師または准看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）
勤務内容は、訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- (3) ステーションは、その実状に応じて適当数の理学療法士又は、作業療法士を配置し必要に応じて事務員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は通常月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前9時から午後4時55分とする。
- (3) 電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

第7条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

- (1) 小金井市

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりである。

- (1) 訪問看護の利用希望者が、かかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
- (2) 利用者又は家族からステーションに直接連絡があった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるように指導する。
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから市医師会等に相談し対処していく。

(訪問看護の内容)

第9条 ステーションの訪問看護内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事・排泄等日常の生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション

- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテルの管理
- (10) 緊急時連絡体制
- (11) その他医師の指示による医療処置・服薬指導
- (12) その他（家屋改善の相談等）

（緊急時における対応方法）

- 第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医との連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（利用料）

- 第11条 ステーションは、基本利用料として介護保険法及び健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払を、利用者から受けるものとする。
- (1) 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割または3割を徴収するものとする。ただし、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- (2) 医療保険で訪問看護指示書に基づく訪問看護を利用する場合は、診療報酬告示上の額の1割、2割または3割を徴収するものとする。
- 2 ステーションは、基本利用料のほか、その他の利用料として別表（医療保険の訪問看護料金表、介護保険の訪問看護料金表）の額の支払いを利用者から徴収するものとする。
- 3 ステーションは、訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又は、その家族等に対し基本料金並びにその他の利用料の内容及び金額に関して説明を行い、その理解を得なければならない。

（その他運営についての留意事項）

- 第12条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、訪問看護に関する記録整備し、訪問看護完結の日から2年間保管しなければならない。医療および特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管しなければならない。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は北多摩医療生活協同組合が定めるものとする。

（相談・苦情対応）

- 第13条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービスなどに関する利用者の要望、苦情などに対し、迅速に対応する。
- 2 ステーションは、前項の苦情の内容などについて記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

（事故処理）

- 第14条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族などに連絡を行なうと共に、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

- 第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（別表）医療保険の訪問看護料金表、介護保険の訪問看護料金表

（付則）この規程は、1998年10月1日から実施する。

改定日：2008年12月1日/2012年1月19日/2019年11月22日/2020年3月1日/2024年4月15日

介護保険の訪問看護料金表

(料金一覧表 2024.06から)



【対象者】

・介護保険の要介護認定、要支援認定を受けた方。

【利用料の負担割合】

・費用総額の10%、20%、30%です。割合は所得によって異なります。
 ・生活保護、難病医療費助成などを受けている場合は、公費の対象となります。

利用料一覧表 ① 介護保険の自己負担分

< 1回の訪問毎の料金 >		利用者負担(円)									
		1割負担の場合			2割負担の場合			3割負担の場合			
		通常	夜間 早朝	深夜	通常	夜間 早朝	深夜	通常	夜間 早朝	深夜	
要 支 援 1 ・ 2	介護予防訪問看護 I 1	20分未満	339	409	490	677	818	980	1015	1227	1470
	介護予防訪問看護 I 2	30分未満	502	607	728	1004	1214	1456	1505	1820	2183
	介護予防訪問看護 I 3	30分以上 1時間未満	881	1066	1278	1762	2132	2555	2642	3198	3833
	介護予防訪問看護 I 4	1時間以上 1時間30分未満	1208	1462	1753	2416	2924	3506	3624	4385	5258
要 介 護 1 ・ 5	訪問看護 I 1	20分未満	351	424	508	701	848	1015	1051	1272	1522
	訪問看護 I 2	30分未満	524	634	760	1048	1267	1520	1572	1901	2280
	訪問看護 I 3	30分以上 1時間未満	913	1105	1325	1826	2209	2650	2739	3313	3974
	訪問看護 I 4	1時間以上 1時間30分未満	1250	1512	1814	2500	3024	3628	3750	4536	5441

※1・夜間 18:00～22:00 ・深夜 22:00～6:00 ・早朝 6:00～8:00 ※2 負担額はサービス体制加算(3単位)を含みます。

< 加算として発生する料金 >

加算項目	利用者負担(円)		
	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
初回加算 I (新規に訪問看護計画を作成した時で、退院日当日の訪問)	387	774	1161
初回加算 II (新規に訪問看護計画を作成した時)	332	663	995
退院時共同指導加算(退院前に病院や施設でカンファレンスをした時)/回	663	1326	1989
緊急時訪問看護加算/月	597	1194	1791
特別管理加算(I)(留置カテーテルなどがある場合)/月	553	1105	1658
特別管理加算(II)(在宅酸素や褥瘡のある場合)/月	277	553	829
看護・介護職員連携強化加算 (介護職員に対し痰の吸引等の業務の助言などをした場合)/月	277	553	829
ターミナルケア加算	2210	4420	6630

利用料一覧表 ② 実費の料金等

< その他の料金 >

保険自己負担分以外の自費料金が発生する場合があります。

項目	料金
通常の訪問が1時間30分を超えた場合は追加料金が発生します。	30分ごとに 3000円
日常生活に必要な物品(オムツなど)	実費
文書発行料(領収書の再発行など。1通につき)	当生協加入者 540円
	それ以外 1080円
死後の処置料(当ステーション利用者のみ)	15,000円

交通費実費		
	市内	市外
時間内訪問	無料	当生協加入者: 無料 それ以外: 実費
時間外訪問	無料	生協加入者: 無料 それ以外: 実費

★★★ 訪問看護は医療費控除の対象となります。領収書は大切に保管してください。 ★★★

医療保険の訪問看護料金表

(料金一覧表 2021.04から)



【対象者】

- ・40歳未満の方
- ・40歳以上65歳以下で、介護保険を申請していない方
- ・40歳以上の、特定疾患患者
- ・60歳以上で、介護保険の要介護認定を受けていない方
- ・介護保険の要介護認定を受けているが、悪性腫瘍末期、特定疾患の方
- ・介護保険の要介護認定を受けているが、特別訪問看護指示書を交付された方

【利用料の負担割合】

保険の種類	負担の割合
後期高齢者医療制度	一般:1割負担 / 高所得者:3割負担
国民健康保険	3割負担
社会保険	3割負担

【適用サービスの時間】

- ・利用者1人につき1回30分～1時間30分の範囲

利用料一覧表 ①医療保険の自己負担分

- ・医療保険の利用料は、1回の訪問毎に発生する「基本療養費」「管理療養費」と、1ヵ月毎に発生する「加算」料金を足した金額になります。
- ・自己負担の割合は、保険証をご確認ください。
- ★ただし、生活保護、難病医療費助成などを受けている場合は、公費の対象となります。

<1回の訪問毎に発生する料金>

以下の表は、およその料金です。
端数処理等で多少の誤差が出ます。

「基本療養費」+「管理療養費」+「ベースアップ評価料」

訪問回数 (1ヵ月の回数)	自己負担分の支払額		
	1割負担	2割負担	3割負担
1回	1,400	2,800	4,200
2回	2,255	4,510	6,765
3回	3,110	6,220	9,330
4回	3,965	7,930	11,895
5回	4,820	9,640	14,460
6回	5,675	11,350	17,025
7回	6,530	13,060	19,590
8回	7,385	14,770	22,155
9回	8,240	16,480	24,720
10回	9,095	18,190	27,285

<加算として発生する料金>

ご利用者様の状況によって、
加算サービスがつく場合があります。

「加算」

加算	自己負担分の支払額		
	1割負担	2割負担	3割負担
特別管理加算/月	250	500	750
特別管理加算(重症度高)/月	500	1,000	1,500
24時間対応体制加算/月	652	1,304	1,956
情報提供療養費/月	150	300	450
退院時共同指導加算/回	600	1,200	1,800
退院時支援指導加算/回	600	1,200	1,800
特別管理指導加算/回	200	400	600
早朝・夜間加算/回	210	420	630
深夜加算/回	420	840	1,260
医療DX情報活用加算	5	10	15
ターミナルケア療養費	2,000	4,000	6,000

※この他、医療機関等の専門性の高い看護師と連携し同一日に訪問した場合にも加算があります。

※早朝・夜間(6時～8時・18時～22時) 深夜(22時～6時)

利用料一覧表 ②時間外や実費の料金

項目	料金	交通費実費	
		市内	市外
通常の訪問が1時間30分を超えた場合は追加料金が発生します。(30分につき)	3000円		
文書発行料(領収書の再発行など。1通につき)	当生協加入者	無料	当生協加入者:無料
	それ以外	1080円	それ以外:実費
日常生活に必要な物品(オムツなど)	実費		
死後の処置料(当ステーション利用者のみ)	15,000円		
時間内訪問		当生協加入者:無料	当生協加入者:無料
		それ以外:実費	それ以外:実費
時間外訪問		当生協加入者:無料	当生協加入者:無料
		それ以外:実費	それ以外:実費